

地方自治法改正案に係る対応の方向性

現在、第30次地方制度調査会で調査審議されている地方自治法改正案については、住民自治の拡充や地方議会の活性化という改正の理念と、円滑で安定的な行政運営や健全な財政の維持の両立を図る観点から、次の考え方に基づいて対応する。

なお、次に掲げるもの以外の改正項目については、賛成あるいは容認する。

記

1 大規模な公の施設の設置に係る拘束的住民投票制度の創設

拘束的住民投票制度を導入する場合は、地方公共団体の「廃置分合」をまずは対象とすべき。

(理由)

- ・廃置分合は、自治の範囲という住民にとって最も根源的な問題であり、かつ、首長と議員の身分に影響するものであり、住民が判断する対象として適している。
- ・市町村合併に伴う住民投票が多数実施され、そのほとんどで投票結果が尊重されてきた経緯があり、制度として一定程度定着している。
- ・今や公の施設の設置が大きな問題となるケースは例外的であり、拘束的住民投票を「大規模な公の施設の設置」に限定して導入する積極的な理由はない。

2 直接請求に係る地方税の賦課徴収等の除外規定の削除

制度論としては理解できるが、地方が、東日本大震災からの復旧・復興や厳しい財政状況に直面している現状からすれば、除外規定を削除することは時期尚早。

仮に、現時点で改正するとすれば、対象税目の限定や請求要件の厳格化などが必要。

(理由)

- ・少子高齢化の進展等により社会保障関係経費が毎年大幅に増加するなど、地方財政は極めて深刻であり、とりわけ復興財源として地方税の増税や、社会保障と税の一体改革が進められようとしている中では、制度導入は時期尚早。
- ・現時点で導入すれば、安易な減税要求の乱発により、地方公共団体の財政基盤に大きな影響が生じることが懸念される。

3 条例・予算の専決処分を議会が不承認とした場合の長の対応義務

条例の専決処分については、議会側が条例案を提出することで対抗可能であり、対応義務の対象となる専決処分を予算に係る処分に限定すべき。

不承認に対する長の対応を幅広く捉えるのであれば、条文の例示に「予算の執行方針の説明」等を加え、「措置」を「対応」に改め、さらに努力義務とするなど、規定の仕方を考慮すべき。

(理由)

- ・議会が対抗策として議案を提出することで対応するのが、議会の活性化の観点からも適当。
- ・現在の例示(条例改正案の提出、補正予算の提出)のほか、予算の必要性についての説明なども含めて幅広い長の対応を認める趣旨であれば、「措置」という規定には違和感があり、規定の仕方を検討すべき。

4 解散・解職請求に必要な署名数要件の緩和

政令改正で可能な署名収集期間の延長でまずは対応し、必要署名数の緩和は必要に応じてを検討すべき。

なお、リコールは、実質的な再選挙であり、署名数要件については、設定の考え方について、地方選挙の実態等を踏まえた十分な根拠が必要。

(理由)

- ・大都市部では、現行の署名数要件は厳しいとも考えられるが、平成14年度の改正で署名数要件が緩和されたことや、直近の名古屋市で解散請求が成立していることを踏まえれば、当面は署名収集期間の延長で対応することが適当である。
- ・選挙結果を覆すことは、地方自治にとって極めて重大な事態であり、(最終的な解職・解散には、投票において過半数の同意を要するとしても、)全有権者数に占める当選者の得票率を署名数要件設定の参考とするなど、リコールに選挙と同様の重みを持たせることも検討すべき。

<参考>

全有権者数に占める知事選挙当選者の得票率の平均：32.1%(平成21年4月以降)

人口 200万人、有権者数 160万人の場合 { 改正案による必要署名数：13.3%
現行法による必要署名数：20.8%

5 地方議会の会期

議会制度の基本事項である会期の設定は、議会と執行部の調整に任せるのが基本であり、現行法制下でも通年議会の開催は可能。

上記の趣旨からは、通年会期の選択制を導入する場合も、その運営方式については、毎月一回開催等の特段の法的制限をかけることなく、条例に委ねるべき。

幅広い層の住民が議員として参画できる地方議会の実現を法改正の目的としているが、阻害要因には様々なものがあり、定例日を定めることが有効に機能するかは疑問である。

改正案によるとすれば、執行部の出席義務が限定されるとしても、なお長等の活動が制約される懸念があることから、長等の疎明をもって出席義務を免除する規定等を設けるべき。

(理由)

- ・都道府県においても実質的な通年議会としている例はあり、特段の支障は生じていない。会期の設定は、議会と執行部の調整に委ねるべき基本的事項であり、幅広く条例に委ねるべき。
- ・幅広い層の住民が議員として参画する仕組みは重要であるが、公務員制度を含む労働法制(休暇・休職・復職制度)などの環境整備を進めるべき。
- ・地域経済のグローバル化に伴う海外出張など、長等の活動は多様化しており、議会と執行部の活動のバランスをとる必要がある。